

別表 1

助成の対象となる事業及び対象経費等

助成対象事業名	対 象 経 費					対象経費の該当となる者
	旅 費 (交通費・宿泊費)	報償費 (謝金)	需用費 (印刷費)	使用料 (会場料等)	用具費	
(1) 大会、練習会、合宿、講演会、クリニック等の開催	○ 講師等	○ 講師等・審判	○ 団体	○ 団体	○ 団体	講師等・審判・団体
(2) 用具の購入	×	×	×	×	○ 団体	

注：○印は該当、×印は非該当

注：報償費のうち審判謝金については、1人1日につき3,000円程度とする。